

療育医療

徴収基準額表

階層区分	児童の属する世帯の階層（細）区分		徴収基準月額	加算基準月額	
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含。）		円 0	円 0	
B階層	A階層を除き、当該年度分（4月1日から6月30日までの間に療育の給付を受けた場合は、前年度分。この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯		0	0	
C階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割の額のみ の課税世帯		4,500	450	
D階層	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の額であるもの	3,000円以下	D 1 階層	5,800	580
		3,001円以上5,800円以下	D 2 階層	6,900	690
		5,801円以上8,700円以下	D 3 階層	7,600	760
		8,701円以上13,000円以下	D 4 階層	8,500	850
		13,001円以上17,400円以下	D 5 階層	9,400	940
		17,401円以上22,400円以下	D 6 階層	11,000	1,100
		22,401円以上28,200円以下	D 7 階層	12,500	1,250
		28,201円以上58,400円以下	D 8 階層	16,200	1,620
		58,401円以上75,000円以下	D 9 階層	18,700	1,870
		75,001円以上96,600円以下	D10階層	23,100	2,310
		96,601円以上121,800円以下	D11階層	27,500	2,750
		121,801円以上175,500円以下	D12階層	35,700	3,570
		175,501円以上221,100円以下	D13階層	44,000	4,400
		221,101円以上380,800円以下	D14階層	52,300	5,230
		380,801円以上549,000円以下	D15階層	80,700	8,070
		549,001円以上579,000円以下	D16階層	85,000	8,500
		579,901円以上700,900円以下	D17階層	102,900	10,290
		700,901円以上849,000円以下	D18階層	122,500	12,250
		849,001円以上1,041,000円以下	D19階層	143,800	14,380
			1,041,001円以上	D20階層	全 額

療育医療

備考	<ol style="list-style-type: none">1 徴収基準月額欄の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定により保険者等が負担すべき費用（高額療養費の支給を除く。）を差し引いた額の月額をいう。2 C階層又はD階層に属する同一世帯から同時に2人以上の児童が措置を受けた場合は、当該措置に要した入院日数が最も長期となる児童（当該入院日数が同数である場合は、いずれか1人の児童）以外の児童の徴収額については、加算基準月額により算定する。3 その月の入院日数が1箇月未満のものに係る徴収額については、徴収基準月額又は加算基準月額の日割計算により算定するものとする。4 本表の規定にかかわらず、当該措置を受けた者の扶養義務者から徴収する徴収額は、当該措置に要した費用から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により保険者等が負担すべき費用（高額療養費の支給を含む。）を差し引いた額を超えてはならない。
----	--